

F 0・8・3
令和2年8月11日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

令和元年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

以 上

令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月1日から同年8月3日まで

3 審査の概要

審査に当たっては、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号)及び令和元年度健全化判断比率等審査実施計画に基づき、健全化判断比率等に係る総括表及び関係書類が関係法令に準拠して調製されているかどうかを主眼として、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類との照合等通常実施すべき審査手続きにより実施した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類等を確認した限りにおいて、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率は、各会計とも経営健全化基準内となっており、引き続き、経営の健全化に努められたい。

資金不足比率

(単位：%)

区 分	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
下水道事業会計			20
簡易水道事業特別会計			20

(注) 資金不足額がない場合は「 」を表示